

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第32号

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例

総社市議会委員会条例（平成17年総社市条例第220号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及びその所管は，次のとおりとする。</p> <p>総務生活委員会 8人</p> <p>総合政策部，総務部，<u>市民生活部</u>，会計課，議会，監査委員，選挙管理委員会，<u>消防本部及び消防署</u>の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>文教福祉委員会 8人</p> <p>保健福祉部及び<u>教育委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>産業建設委員会 8人</p> <p>産業部，<u>建設部</u>，環境水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>3 略</p>	<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及びその所管は，次のとおりとする。</p> <p>総務文教委員会 6人</p> <p>総合政策部，総務部，会計課，議会，<u>教育委員会</u>，監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>厚生委員会 6人</p> <p><u>市民生活部及び保健福祉部</u>の所管に属する事項</p> <p>産業水道委員会 6人</p> <p>産業部，環境水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p><u>建設消防委員会</u> 6人</p> <p><u>建設部</u>，<u>消防本部及び消防署</u>の所管に属する事項</p> <p>3 略</p>

改正後	改正前
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例の規定による当該所管の常任委員会に付議されたものとみなす。